

議案第 4 2 号

さいたま市図書館条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市図書館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市図書館条例等の一部を改正する条例

(さいたま市図書館条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市図書館条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 1 2 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(図書館協議会の設置) 第 2 2 条 [略] 2 協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。 <u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u> <u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(3) 学識経験を有する者</u> 3・4 [略]	(図書館協議会の設置) 第 2 2 条 [略] 2 協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。 3・4 [略]

(さいたま市公民館条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市公民館条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 1 2 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公民館運営審議会) 第22条 [略] 2 審議会は、委員15人以内をもって <u>組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。</u> <u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u> <u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(3) 学識経験を有する者</u> 3～5 [略]	(公民館運営審議会) 第22条 [略] 2 審議会は、委員15人以内をもって <u>組織する。</u> 3～5 [略]

(さいたま市博物館条例の一部改正)

第3条 さいたま市博物館条例(平成13年さいたま市条例第132号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(協議会) 第14条 [略] 2 協議会は、委員15人以内をもって <u>組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。</u> <u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u> <u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(3) 学識経験を有する者</u> 3～5 [略]	(協議会) 第14条 [略] 2 協議会は、委員15人以内をもって <u>組織する。</u> 3～5 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。